

鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画
【アクションプログラム編】

令和6年1月改訂
鎌ヶ谷市

【 目 次 】

| | | |
|--|---|----|
| ●アクションプログラム編について | 序 | 1 |
| ●掲載した施策について | | |
| 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | | 1 |
| 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地 における火災による死傷者の発生 | | 1 |
| 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | | 6 |
| 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | | 8 |
| 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり市内の脆弱性が高まる事態 | | 9 |
| 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の 発生 | | 10 |
| 目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行 われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | | 11 |
| 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停 止 | | 11 |
| 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶 対的不足 | | 12 |
| 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生 | | 13 |
| 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶 による医療機能の麻痺 | | 14 |
| 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | 15 |
| 目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | | 16 |
| 3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | 16 |
| 目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保す る | | 18 |
| 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝 達できない事態 | | 18 |
| 4-3 防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達でき ない事態 | | 19 |
| 目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン を含む）を機能不全に陥らせない | | 20 |
| 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 | | 20 |
| 5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 | | 22 |
| 5-5 食料等の安定供給の停滞 | | 23 |

| | | |
|------|--|----|
| 目標 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 24 |
| 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 24 |
| 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | 25 |
| 目標 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 26 |
| 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | 26 |
| 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | 28 |
| 目標 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 29 |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 29 |
| 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 30 |
| 8-4 | 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 31 |

●アクションプログラム編について

「アクションプログラム編」は、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画との整合・調和を保ちつつ、「基本計画編」第4章に掲げたリスクシナリオごとの推進方針に示した主な施策のうち、特に重点化すべき国土強靱化に関する市の事業・取組みを位置づけたものです。

次項以降にリスクシナリオごとの実施事業・取組みを掲載します。

アクションプログラム編で実施する事業の中で、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画に位置づけられているものについては、その事業費及び事業内容を当該計画に記載された内容のとおりとします。

なお、以下のリスクシナリオについては、基本計画編に推進の方向性が示されているものの、市以外の各関係機関との調整・連携を要するもの等であるため掲載していませんが、今後個別に具体化を図る必要があります。

アクションプログラムに掲載のないリスクシナリオ

- 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- 4-4 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
- 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- 5-4 金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態
- 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-5 異常渇水等により飲料水等の供給の途絶
- 7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-4 有害物質の大規模拡散・流出
- 7-5 風評被害等による影響
- 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

● 施策一覧

| 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ | | 推進方針 | |
|---------------------------------|---|--|--|--|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | ①住宅・民間建築物の耐震化等の推進 ②市街地の不燃化の推進 ③家庭・事業所内での災害対策等の推進 ④防災知識の普及・啓発 ⑤公共施設の耐震化等 ⑥緊急時の避難用の道路の整備 ⑦無電柱化の推進の要請 ⑧常備消防・救急体制の強化 ⑨消防団の強化 ⑩自主防災組織の強化等による地域防災力の向上 ⑪駅周辺の交通基盤の充実 | |
| | 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | ①公共施設の耐震化等 ②住宅・民間建築物の耐震化等の推進 ③被災地危険度判定・被災建築物応急危険度判定体制の充実 ④福祉施設の耐震化 ⑤防火対象物等への立入検査体制の充実 | |
| | 1-3 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | ①浸水対策の推進 ②集中豪雨等に対応した排水施設の整備・保全 ③応急時の住宅の提供の推進 | |
| | 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市内の脆弱性が高まる事態 | ①激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策 ②土砂災害に関する情報発信・意識啓発の実施 ③富士山等噴火による降灰対策 ④応急時の住宅の提供の推進 | |
| | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | ①行政による情報処理・発信体制の整備 ②避難行動要支援者避難支援制度の推進 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上 | |
| | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ①応急給水体制の構築 ②被災地における物資の確保 ③道路施設の防災力の強化 ④自家発電設備の整備 ⑤備蓄の推進 |
| | | 2-2 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ①常備消防・救急体制の強化 ②消防団の強化 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上 ④災害時協力体制の整備 ⑤消防庁舎の維持管理 ⑥消防・救急活動体制の確保 |
| | | 2-3 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | ①災害時の石油類燃料の確保 ②医療施設における非常用電源の確保 |
| | | 2-4 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生 | ①帰宅困難者対策の充実 |
| | | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | ①災害時医療体制の強化 ②道路施設の防災力の強化 ③人的支援の受入れ体制の整備 |
| 2-6 | | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | ①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施 ②下水道施設の適切な維持・管理・運用 ③避難所における衛生管理 ④感染防止資器材の備蓄 | |

| 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ | | 推進方針 |
|--|---------|---|---|
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 | ①警察等による交通規制 |
| | 3-2 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | ①業務継続計画の適切な運用 ②広域的な相互応援体制の確立 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上 ④総合防災訓練等の実施 ⑤公共施設の耐震化等 ⑥消防庁舎の維持管理 ⑦消防・救急活動体制の確保 ⑧避難所等の電源確保 |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | ①防災情報の収集機能の強化と多様化 ②災害時の非常用電源の確保 |
| | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | ①行政による情報処理・発信体制の整備 |
| | 4-3 | 防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態 | ①行政による情報処理・発信体制の整備 |
| | 4-4 | 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態 | ①郵便事業者における事業継続計画（BCP）の策定・見直し支援 ②災害時協力体制の整備 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 | ①民間企業における事業継続計画（BCP）の策定促進支援 ②各種制度の活用による支援 ③道路施設の防災力の強化 |
| | 5-2 | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | ①民間企業における事業継続計画（BCP）の策定促進支援 ②燃料供給ルートの確保 |
| | 5-3 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 | ①北千葉道路の整備の促進 ②国道・県道の整備・改良の促進 ③都市計画道路等の整備 ④道路施設の防災力の強化 ⑤駅周辺の交通基盤の充実 ⑥道路啓開体制等の検討 |
| | 5-4 | 金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態 | ①金融機関の耐災害性の向上、事業継続計画（BCP）策定等の促進支援 |
| | 5-5 | 食料等の安定供給の停滞 | ①被災地における物資の確保 ②道路施設の防災力の強化 |

| 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ | | 推進方針 |
|--|---------|--|--|
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 | ①災害時における業務継続体制の構築 ②ライフライン事業者等との連携強化 ③道路啓開体制等の検討 |
| | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | ①応急給水体制の構築 |
| | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | ①下水道施設の整備・充実、耐震化 |
| | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | ①北千葉道路の整備の促進 ②国道・県道の整備・改良の促進 ③都市計画道路等の整備 ④道路施設の防災力の強化 ⑤駅周辺の交通基盤の充実 ⑥輸送手段の確保体制の構築 ⑦道路啓開体制等の検討 |
| | 6-5 | 異常渇水等により飲料水等の供給の途絶 | ①応急給水体制の構築 ②家庭・事業所内での災害対策等の推進 |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | ①延焼防止等に資する緑地の確保 ②市街地の不燃化の推進 ③家庭・事業所内での災害対策等の推進 ④常備消防・救急体制の強化 ⑤消防団の強化 ⑥自主防災組織の強化等による地域防災力の向上 ⑦大規模火災時の連携強化 ⑧被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定体制の充実 ⑨防火対象物等への立入検査体制の充実 |
| | 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | ①沿道建築物の耐震化の促進 ②道路啓開体制等の検討 |
| | 7-3 | 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | ①公共下水道排水ポンプの代替性の確保 |
| | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出 | ①災害廃棄物処理計画に基づく有害廃棄物処理体制の構築 ②広域的な対応に向けた体制の整備 ③放射線モニタリング体制の整備 ④市民への情報提供や知識の普及・啓発 ⑤消防における特殊災害等の対応の充実 |
| | 7-5 | 風評被害等による影響 | ①インターネットを活用した情報発信 ②関係機関との連携による対応体制の強化 |
| | 7-6 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | ①農地等の適切な保全管理 ②樹林地の適切な保全管理 |

| 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ | | 推進方針 |
|--|---------|---|---|
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①災害廃棄物処理体制の構築 ②道路啓開体制等の検討 |
| | 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進 ②人的支援の受入れ体制の整備 ③被災証明書交付体制の充実 |
| | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①生活再建支援の体制の充実 ②応急時の住宅の提供の推進 ③自主防災組織の強化等による地域防災力の向上 ④住宅・民間建築物の耐震化等の推進 |
| | 8-4 | 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①北千葉道路の整備の促進 ②国道・県道の整備・改良の促進 ③都市計画道路等の整備 ④道路及び土木構造物等の防災力の強化 ⑤駅周辺の交通基盤の充実 ⑥輸送手段の確保体制の構築 |

■アクションプログラム編の内容について

※アクションプログラム編は、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画の内容を基本に、下の例示に示すような内容構成となっています。

※基本計画編「第4章 推進方針」に示す、「事前に備えるべき目標」、「リスクシナリオ」、「推進方針」のタイトルを記しています。

【例示】

| 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | | | | | | |
|--|----|-------|---|----------------|-----------------|------|
| 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | | | | | | |
| ①住宅・民間建築物の耐震化等の推進 | | | | | | |
| 事業名 | 再掲 | 担当課 | 事業の概要 | 整備指標(KPI) | | |
| | | | | 指標 | 現状 | 目標 |
| 住宅耐震改修促進事業 | | 建築住宅課 | 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修工事費の一部を補助するとともに、地元建築関係団体から専門家を派遣してもらい無料耐震相談会を実施するもの。また、通学路等に面する危険コンクリートブロック塀等について、所有者等の除却を促進するため、除却費等の一部を補助するもの。 | 住宅耐震改修促進事業補助件数 | 13件 (令和元年度) | 15件 |
| 空家等対策事業 | | 建築住宅課 | 空家等対策計画に基づき、空家除却に係る補助事業などを実施することにより、空家等の解消を図るもの。 | 空家等の解消件数(累計) | 205件 (令和元年度) | 445件 |

※鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画に位置づけられる事業は、当該計画と同様の内容を掲載しています。

※「再掲」欄には、本冊子で同じ事業が初めに掲載されている【目標-リスクシナリオ-施策】を掲載しています。

※整備指標(KPI)により、計画の進捗状況を把握します。

KPIは、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画 第1次実施計画に位置づけられる事業の実施効果を確認する指標を中心として掲載しています。

※整備指標(KPI)の目標値は、令和8年度のもを掲載しています。